

## 税理士法人きしゅう会計

# NEWS LETTER

春の桜と共に日本の四季を感じさせてくれる紅葉。昼夜の気温差が大きいほど、美しくなるそうです。今年の紅葉はどのように楽しめますか？

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



### Special feature

## 令和3年分の年末調整時に提出する書類の変更点と留意点を確認

- ◆大幅引上げとなった地域別最低賃金
- ◆コロナ禍における入・離職状況
- ◆動画共有・配信サービス等の年代別利用率

# 令和3年分の年末調整時に提出する書類の変更点と留意点を確認

令和2年分の年末調整では、所得税の改正等に伴う書類の追加や変更など、大きな変化に戸惑われた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。対して令和3年分では微小な変更のみとなっています。この変更点と令和2年分から増えた申告書の作成に当たっての留意点を確認しましょう。

## 年末調整時に提出する申告書

### (1) 年末調整とは

年末調整とは、原則、1年間の給与支払に係る源泉所得税を、その年の最後の給与支払時に精算する手続きをいいます。

### (2) 年末調整の対象者

年末調整は、原則、給与の支払者に『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』を提出している人すべてに行いますが、提出をしても対象とならない人もいます。対象となる人、対象とならない人の区分は、下記のとおりです。対象とならない人は、確定申告を通じて精算します。

### (3) 年末調整時に提出する申告書

年末調整の対象者は、年末調整時に以下の申告書を提出します。全員が必ず提出しなければならないのは①で、それ以外は適用する人のみ提出を要します。

#### 申告書類名

- ① 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ② 給与所得者の基礎控除申告書<sup>※</sup>
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書<sup>※</sup>
- ④ 所得金額調整控除申告書<sup>※</sup>
- ⑤ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑥ 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

(※) 国税庁が提供している申告書は、②③④が1枚にまとめられています。

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
<p>次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1年を通じて勤務している人</li> <li>(2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人</li> <li>(3) 年の途中で退職した人のうち、次の人 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 死亡により退職した人</li> <li>② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人</li> <li>③ 12月中旬に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人</li> <li>④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人(退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。)</li> <li>(4) 年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人(非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。)</li> </ul> </li> </ul>	<p>次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人</li> <li>(2) 左欄に掲げる人のうち、災害により被害を受けて、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた人</li> <li>(3) 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を提出している人や、年末調整を行うときまでに給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を提出していない人(月額表又は日額表の乙欄適用者)</li> <li>(4) 年の途中で退職した人で、左欄の(3)に該当しない人</li> <li>(5) 非居住者</li> <li>(6) 継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など(日額表の丙欄適用者)</li> </ul>

出典: 国税庁「令和3年分 年末調整のしかた」

## 年末調整の 申告書等の変更点

### (1) 押印が不要に

これまで年末調整の申告書には押印欄が設けられており、書面で提出する際は提出者の押印が必要でした。これが**令和3年4月1日以後提出分から、押印は不要**となりました。

国税庁が提供する、令和3年分の各申告書においても、押印欄は削除されています。

### (2) 電子データ受領に関する申請が不要に

年末調整の電子化を行う場合、対象者から年末調整の申告書を電子データで受領するには、これまで税務署の事前承認が必要でした。これが、令和3年4月1日以後に電子データで当該申告書を受領する場合は、この事前承認が不要となりました。ただし、別途必要な措置がありますのでご注意ください。

## 年末調整の申告書類作成時の 留意点

令和2年分から提出が必要となった申告書を作成するときの留意点を確認します。

### (1) 所得金額調整控除申告書

次のいずれかの要件に該当する給与年収850万円を超える人が、所得金額調整控除を適用する際に提出します。

- 本人・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者に該当
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する

申告書に記載のある要件のうち、複数に該当する場合は、いずれか1つに✓をつけましょう。

参考：国税庁「令和3年分 年末調整のしかた」ほか

記入例：

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載) ②
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 <sup>(注)</sup> が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平11.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)

出典：国税庁 HP「令和3年分年末調整のしかた」  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2021/pdf/98-99.pdf>

### (2) 給与所得者の基礎控除申告書

その年の合計所得金額が2,500万円以下の人が、基礎控除を適用する際に提出します。

記入例：

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額 (裏面「4(1)」を参照)
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4(2)」を参照)
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000 円

○ 控除額の計算		
判定	<input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)	
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	
	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円

区分 I
A (※のA~Cを記載)
<b>基礎控除の額</b> 480,000 円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

出典：国税庁 HP「令和3年分年末調整のしかた」  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2021/pdf/98-99.pdf>

合計所得金額は、給与所得以外の所得も含めた合計額です。ただし、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した所得などは含めません。また給与所得の収入金額は、給与を2か所以上から受けている場合には合計し、所得金額調整控除などの適用がある場合は、求めた給与所得の金額からこれらを控除した後の金額となります。これらの留意点は、他の申告書の「合計所得金額」の計算時と同様です。

# 大幅引上げとなった地域別最低賃金

2021年度の地域別最低賃金が公示されました。いくら引上げとなったのか確認しましょう。

## 都道府県ごとの最低賃金

賃金は最低額が定められており、企業はその額（最低賃金）以上の賃金を、労働者に支払うことが義務付けられています。この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。このうち「地域別最低賃金」について、2021年度の金額が公示されました。

## 21年度の最低賃金と発効日

2021年度の地域別最低賃金と発効日は、下表のとおりです。2020年度はコロナ禍で据え置きか、わずかな引上げに止まりましたが、2021年度はすべての都道府県で28円以上の引上げとなっています。なお、全国加重平均は902円から930円へ3.1%の引上げとなりました。この28円の引上げは、1978年度に目安制度が始まって以降の最高額です。

表 2021年度の地域別最低賃金

(単位:円)

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
北海道	861	889	28	2021年10月1日
青森	793	822	29	2021年10月6日
岩手	793	821	28	2021年10月2日
宮城	825	853	28	2021年10月1日
秋田	792	822	30	2021年10月1日
山形	793	822	29	2021年10月2日
福島	800	828	28	2021年10月1日
茨城	851	879	28	2021年10月1日
栃木	854	882	28	2021年10月1日
群馬	837	865	28	2021年10月2日
埼玉	928	956	28	2021年10月1日
千葉	925	953	28	2021年10月1日
東京	1,013	1,041	28	2021年10月1日
神奈川	1,012	1,040	28	2021年10月1日
新潟	831	859	28	2021年10月1日
富山	849	877	28	2021年10月1日
石川	833	861	28	2021年10月7日
福井	830	858	28	2021年10月1日
山梨	838	866	28	2021年10月1日
長野	849	877	28	2021年10月1日
岐阜	852	880	28	2021年10月1日
静岡	885	913	28	2021年10月2日
愛知	927	955	28	2021年10月1日
三重	874	902	28	2021年10月1日
滋賀	868	896	28	2021年10月1日
京都	909	937	28	2021年10月1日
大阪	964	992	28	2021年10月1日
兵庫	900	928	28	2021年10月1日
奈良	838	866	28	2021年10月1日
和歌山	831	859	28	2021年10月1日
鳥取	792	821	29	2021年10月6日
島根	792	824	32	2021年10月2日
岡山	834	862	28	2021年10月2日
広島	871	899	28	2021年10月1日
山口	829	857	28	2021年10月1日
徳島	796	824	28	2021年10月1日
香川	820	848	28	2021年10月1日
愛媛	793	821	28	2021年10月1日
高知	792	820	28	2021年10月2日
福岡	842	870	28	2021年10月1日
佐賀	792	821	29	2021年10月6日
長崎	793	821	28	2021年10月2日
熊本	793	821	28	2021年10月1日
大分	792	822	30	2021年10月6日
宮崎	793	821	28	2021年10月6日
鹿児島	793	821	28	2021年10月2日
沖縄	792	820	28	2021年10月8日

パートタイマー・アルバイト等の時給者の賃金が最低賃金を下回っていないかを確認するとともに、月給者についても1時間あたりの賃金額を算出し、確認するようにしましょう。

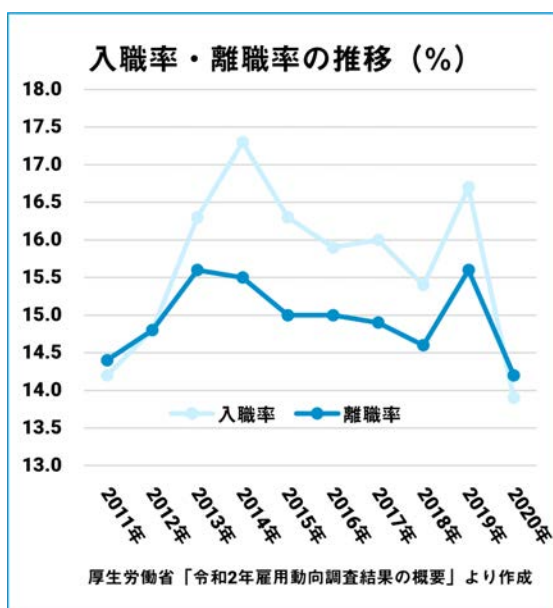
# コロナ禍における入・離職状況

新型コロナウイルスの感染が長期化し、企業経営にもさまざまな影響を与えています。ここでは8月末に発表された調査結果\*から、2020年の産業別の入・離職状況をみていきます。

## 離職が入職を上回る

上記調査結果によると、2020年の年間入職者数は約710万人（入職率13.9%）、離職者数は約727万人（離職率14.2%）で、離職者数が入職者数を上回りました。これは2011年以来的ことです。

直近10年間の入職率と離職率の推移は下グラフのとおりです。



## 産業別の入・離職状況

次に2020年の産業別の入・離職率と入職超過率をまとめると、右表のとおりです。

入職率は宿泊業、飲食サービス業が26.3%で20%を超えました。離職率も宿泊業、飲食

サービス業が26.9%で、20%を超えています。その他、サービス業（他に分類されないもの）、教育、学習支援業、生活関連サービス業、娯楽業では、入・離職率ともに15%を超えました。

入職超過率は入職超過になった産業が7、離職超過が6となりました。最も高いのは、情報通信業の5.4ポイントで、最も低いのは、生活関連サービス業、娯楽業のマイナス2.6ポイントでした。

産業別入・離職率と入職超過率 (%、ポイント)

	入職率	離職率	入職超過率
全体	13.9	14.2	-0.3
建設業	10.0	9.5	0.5
製造業	7.8	9.4	-1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	7.9	10.0	-2.1
情報通信業	14.6	9.2	5.4
運輸業、郵便業	14.5	13.3	1.2
卸売業、小売業	12.0	13.1	-1.1
金融業、保険業	8.1	7.7	0.4
不動産業、物品賃貸業	15.5	14.8	0.7
学術研究、専門・技術サービス業	11.4	10.3	1.1
宿泊業、飲食サービス業	26.3	26.9	-0.6
生活関連サービス業、娯楽業	15.8	18.4	-2.6
教育、学習支援業	16.2	15.6	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	17.5	19.3	-1.8

厚生労働省「令和2年雇用動向調査結果の概要」より作成

地域によって新型コロナウイルスの感染状況や経済状況は異なりますが、この結果からは、サービス関連産業で離職超過の状態が多くなっています。

\*厚生労働省「令和2年雇用動向調査結果の概要」

5人以上の常用労働者を雇用する事業所から、産業、事業所規模別に層別して無作為に抽出した約15,000事業所を対象にした調査です。常用労働者は期間を定めずに雇われている者または1ヶ月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。入(離)職率は、年初の常用労働者数に対する入(離)職者数の割合をいい、入職超過率は入職率から離職率を引いたもので、プラスであれば入職超過、マイナスであれば離職超過となります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/21-2/index.html>

# 動画共有・配信サービス等の年代別利用率

コロナ禍でさまざまな動画コンテンツが提供され、利用する機会も増えています。ここでは、8月に発表された調査結果※から、年代別の動画サービスの利用状況をみていきます。

## 全体の利用率は90%弱

上記調査結果から、年代別に動画共有・配信サービス（以下、動画サービス）の利用率をまとめると、下表のとおりです。

全体の結果をみると、いずれも利用していない割合が11.5%であり、動画サービスを利用している割合は88.5%となります。

種類別の利用率では、オンデマンド型の動画共有サービス（以下、オンデマンド動画共有）が85.4%で最も高く、唯一50%を超えています。次いでオンデマンド型の動画配信サービス（以下、オンデマンド動画配信）が46.3%となりました。

## 40代以下は90%超

年代別の利用率は、10～40代で90%を超えました。また、すべての年代で60%以上が利用しています。

種類別では、オンデマンド動画共有の利用率が各年代で最も高く、特に10～20代は95%を超えました。なお、オンデマンド動画共有の中ではYouTubeの利用率が最も高く、各年代のオンデマンド動画共有の利用率とほぼ同じ割合になっています。

動画サービスの利用率は40代以下はすでに90%を超えていますが、50代以上ではまだ伸びそうです。

動画共有・配信サービス等の年代別利用率（%）

	オンデマンド型の動画共有サービス	ライブ配信型の動画共有サービス	オンデマンド型の放送番組配信サービス	オンデマンド型の動画配信サービス	有料多チャンネル放送サービス	リニア型で配信する動画配信サービス	インターネットを利用したラジオ放送サービス	いずれも利用していない
全年代 (1,500)	85.4	9.4	22.2	46.3	13.1	9.7	15.5	11.5
10代 (142)	96.5	20.4	23.9	54.2	5.6	18.3	9.2	3.5
20代 (213)	97.2	20.2	25.4	66.2	7.5	13.1	16.0	2.3
30代 (250)	94.0	8.0	20.8	57.2	8.4	10.4	10.4	3.6
40代 (326)	92.3	7.4	20.2	48.5	10.7	11.0	17.5	6.4
50代 (287)	81.2	5.2	25.8	39.4	18.8	7.0	23.3	13.9
60代 (282)	59.6	3.5	18.8	22.0	22.0	3.2	12.8	32.6

( )内の数字は回答数

総務省「令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」より作成

※総務省「令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

13歳から69歳までの男女1,500人を対象に、2021年1月に行われた調査です。それぞれの主なサービスは次のとおりです。オンデマンド型の動画共有サービスはYouTube、ニコニコ動画など。ライブ配信型の動画共有サービスはニコニコ生放送、ツイキャスなど。オンデマンド型の放送番組配信サービスはNHK、民放キー局が提供するNHKオンデマンド、TVerなど。オンデマンド型の動画配信サービスはHulu、Netflix、ひかりTVなど。有料多チャンネル放送サービスはWOWOW、ケーブルテレビなど。リニア型で配信する動画配信サービスはABEMAなど。インターネットを利用したラジオ放送サービスはradikoなど。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.soumu.go.jp/iicp/research/results/media\_usage-time.html

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれのないようにしましょう。

## 01 年末調整の準備



年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。

対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くありますので、年末調整の申告書回収を進める前に、変更点を整理し、従業員からの問い合わせに対応できるようにしておきましょう。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

なお、昨年の年末調整から、これまで書面で提出を受けていた生命保険料や住宅借入金等の各種控除証明書について、電子データによって提供を受けることができるようになりました。

## 02 年末賞与の支払準備



年末賞与を支給する事業所では、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

## 03 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）



11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額（注）に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（注）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

## 04 パート等の年間収入チェック



パートやアルバイト等においては、所得税法上の扶養親族の範囲等で働いていることが多くあります。そのため、年末になってこのまま勤務するとその収入の範囲を超えてしまうという、急に休んでしまうことが懸念されます。今のうちから収入をチェックしておき、年末の忙しい時期になって「人手が足りない」と困ることがないように、調整しておきましょう。

## 05 翌年のカレンダーの作製と年賀状の手配



年が明けたら配布できるように、会社の年間カレンダーの準備を開始しましょう。取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

年賀状を送る場合は手配が必要になりますので、早めに送付先の確認をしておきましょう。

## 06 防火対策



秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

消防設備の点検・・・消火器、非常口、非常階段、避難経路など / 非常時の対応方法見直し・・・連絡方法、避難対策など  
冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、燃えやすいものを屋外に放置しないようにしましょう。

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるようにしましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	月	大安	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過労死等防止啓発月間（～30日まで）</li> <li>●労働保険適用促進月間（～30日まで）</li> <li>●テレワーク月間（～30日まで）</li> </ul>
2	火	赤口	
3	水	先勝	文化の日
4	木	友引	
5	金	仏滅	
6	土	大安	
7	日	赤口	立冬
8	月	先勝	
9	火	友引	●秋季全国火災予防運動（～15日まで）
10	水	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（10月分）
11	木	仏滅	
12	金	大安	
13	土	赤口	
14	日	先勝	
15	月	友引	<ul style="list-style-type: none"> <li>●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第2期分<sup>*</sup>口座振替を利用する場合）</li> <li>●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限</li> </ul>
16	火	先負	
17	水	仏滅	
18	木	大安	
19	金	赤口	
20	土	先勝	
21	日	友引	
22	月	先負	小雪
23	火	仏滅	勤労感謝の日
24	水	大安	
25	木	赤口	
26	金	先勝	
27	土	友引	
28	日	先負	
29	月	仏滅	
30	火	大安	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険・厚生年金保険料の支払（10月分）</li> <li>●所得税の予定納税額の納付期限（第2期分）</li> <li>●個人の事業税納付（第2期分）<sup>*</sup>各都道府県の条例で定める日まで</li> </ul>